

## 産業フロンティア賞表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平塚産業界の振興を図る事を目的に、平塚市内に住所または居所を持つ自然人、法人、団体によって開発、考案、改善された、ソフト面若しくはハード面におけるアイデアや技術等(以下、「技術」と言う)を広く発掘・顕彰し、表彰するために必要な事項を定めるものとする。

### (主催及び後援)

第2条 主催は平塚商工会議所とする。また、事務実施にあたり協力を得る事が適当と思われる関係機関に対して後援を依頼する事が出来る。

### (表彰の件数及び賞)

第3条 優れていると認められる技術に対して5件を超えない範囲内で、産業フロンティア賞を授与する。表彰に際しては、正賞として表彰状及びトロフィー、副賞として記念品、報奨金を授与出来るものとする。

### (対象)

第4条 審査の対象は、技術の内、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 概ね5年以内に開発、考案、改善された技術である事。但し、それ以前において開発、考案、改善された技術であっても、その評価がここ5年の間に確立されたものについてはこの限りではない。

(2) 産業振興や生活向上に役立つ技術である事。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一以上に該当するものは原則として除くものとする。

(1) 係争中であると推定される技術

(2) 既存の知的財産権を侵害していると推定される技術

(3) その他主催者が選考委員にはかり、不適当と認められた技術

### (応募)

第5条 応募にあたっては、次の各号全ての書類を主催者へ提出するものとする。

(1) 審査申込書 (第1号様式) 1部

(2) 技術説明書 (第2号様式) 1部

(3) 技術を証する写真等 1枚

(4) その他主催者が必要と認めた書類 1部

### (選考)

第6条 被表彰技術の選考は、学職経験者及び各技術分野の権威者で構成する選考委員会において行う。選考委員会の設置及び運営は別に定める。

### (選考委員の委嘱)

第7条 選考委員は別表とし、会頭が委嘱する。選考委員長は平塚商工会議所工業部会長とする。

2. 選考委員会が必要と認める時は、臨時選考委員を置く事が出来る。

### (事務局)

第8条 事務局は、平塚商工会議所工業指導課に置くものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、主催者が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。